

別表 1

## 選 考 基 準 点 数 表

項 目	細 目		詳	細	基準点数
居宅外就労 (自営外勤 を含む)	月20日以上 の就労		1日7時間以上の就労		60
			1日5時間以上7時間未満の就労		55
			1日4時間以上5時間未満の就労		50
	月16日以上19日以下 の就労		1日7時間以上の就労		55
			1日5時間以上7時間未満の就労		50
			1日4時間以上5時間未満の就労		45
居宅内就労	自 営	月20日以上 の就労	1日7時間以上の就労		50
			1日5時間以上7時間未満の就労		45
			1日4時間以上5時間未満の就労		40
	月16日以上 19日以下の 就労	1日7時間以上の就労		45	
		1日5時間以上7時間未満の就労		40	
		1日4時間以上5時間未満の就労		35	
	そ の 他		月16日以上1日4時間以上の就労		30
出 産	出産予定月を中心に、前後2月ずつの期 間内である場合		正常分娩の予定者		40
			産後のみの希望		30
傷 病 害	居宅内で常時臥床している場合				80
	入院又は安静を要する期間が2週間以 上にわたる場合				80
	精神性の疾病若しくは障害がある場合 又は身体障害者手帳4級以上を所持し ている場合	重度の場合(1・2級相当)	常時、保育に支障をきた している場合		70
			上記以外の場合		55
		中度の場合(3・4級相当)			50
1月以上にわたる傷病のため通院を要 する場合				50	
同居親族 の介護	自宅で常時親族の介護をする場合(2週 間以上の入院を含む)		症状が急性(突発)の場合		80
			症状が慢性の場合		60
	精神性の疾病若しくは障害がある親族 の介護をする場合又は身体障害者手帳 4級以上を所持している親族の介護を する場合	重度の場合(1・2級相当)	常時、日常生活に支障を きたす程度の者を介護す る場合		60
			上記以外の場合		45
	中度の場合(3・4級相当)			40	
	1月以上にわたる傷病のための親族の 通院に付き添う場合				40

項目	細目	詳	細	基準点数
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			80
その他	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条に規定する職業能力開発大学校又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは同法第82条の2に規定する専修学校に通う場合	学校教育法第83条に規定する各種学校でも職業訓練的な要素が強く、通学日数、学習時間等により、保育所での保育を実施することが適当と認められる場合を含む		40
	身体障害児(者)の通学に常時付き添うため、他の児童の保育に当たれない場合			50
	別居親族を常時介護する場合(その者が介護する必要があると認められる場合)	同居親族の介護と同程度と認められる場合	「同居親族の介護」の区分と同様	40~80
	居外就労又は通学の内定者の場合	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条に規定する職業能力開発大学校又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは同法第82条の2に規定する専修学校に通う場合(学校教育法第83条に規定する各種学校でも職業訓練的な要素が強く、通学日数、学習時間等により、保育所での保育を実施することが適当と認められる場合を含む。)		40
		上記以外の者で、1日7時間以上1ヶ月20日以上 の就労又は通学が内定している場合		40
		現に保育所の入所要件に満たない就労中の者が、入所後就労時間等を延長する場合		20~40
		上記以外の者で、就労又は通学が内定している場合		20
	求職活動のため保育に当たれない場合			10
	その他、所長が特に必要と認める場合	児童福祉の観点から、所長が特に緊急性が高いと判断した場合		100
		上記以外の場合		10~80

## 別表 2

## 選 考 基 準 調 整 点 数 表

項 目	細 目	詳 細	調整点数
全 体	ひとり親世帯	離婚等直後（6ヵ月以内）で、就労が内定している若しくは求職活動、職業訓練等を行っている母子世帯	100
		上記以外の世帯	80
	両親のいない世帯		10
	生活保護世帯		10
	産前産後休暇・育児休業・介護休業明け (以下「休暇等」という)	法律の規定に基づく休暇等の終了に伴い、当該休暇等の開始前と同一の職場に復帰する場合	20
		上記以外の休暇等の終了に伴い、当該休暇等の開始前と同一の職場に復帰する場合	10
居宅内就労	自 営	中心的な役割を担って就労している場合	10

※ 点数は父・母それぞれの基準点数及び調整点数を加えたものとする。  
 ただし、調整点数のうち「ひとり親世帯」、「両親のいない世帯」及び「生活保護世帯」については、該当する世帯を単位として加点する。